

令和2年4月15日

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会資料

目次

ページ

1 新型コロナウイルス感染症について

(1) 国内外の発生状況	1
(2) 県の対応	1
(3) 医療提供体制の整備等	3
(4) 産業における対応	5
(5) 雇用に関する対応	6
(6) 観光における対応	6
(7) 県立学校・市町村教育委員会等への対応	7
(8) 国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」	9
(9) 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	10

1 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症について、これまでの対応状況等を報告する。

(1) 国内外の発生状況

ア 国外の発生状況

4月13日時点で、日本を含む世界各国・地域における感染者は、1,805,585名となっている。

イ 国内の発生状況

4月13日時点で、国内における感染者は、クルーズ船における感染者等を除き、7,123名となっている。

ウ 県内の発生状況

4月13日時点で、県内における感染者は、クルーズ船における感染者等を除き、560名となっている。

参考：県内の症状別の発生状況（3月31日現在）

陽性者数（*）	退院等	入院		入院調整中	死亡	
		重症	軽症・中等症			
145名	36名	94名	11名	83名	8名	7名

※ダイヤモンド・プリンセス号の乗客を含む。

※静岡県判明分1名を除く。

(2) 県の対応

ア 対策本部の設置

県では、県内で国内初の感染者が確認された1月16日以降、危機管理対策会議等を複数回開催し、情報共有と意見交換を行ってきた。

また、2月26日からは、全庁を挙げて新型コロナウイルス感染症に対応するため、危機管理対策本部を設置した。さらに、3月14日に新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という）の対象とする法改正が行われたことに伴い、3月16日、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部（以下、「県対策本部」という）に移行した。

なお、3月26日に、特措法に基づく政府対策本部の設置に伴い、県対策本部は特措法に基づく本部となった。

さらに、4月6日には、経済・社会における緊急性の高い施策をはじめ、収束後も見据えた県内経済や県民生活の早期回復を図るため、県対策本部のもとに、これまでの「統制部」に加え、新たに「緊急経済・社会対策部」を設置し、総合的に施策を推進することとした。

【新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議の開催状況】

月日	主な協議事項
3月16日	新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部の体制など
3月23日	感染症の拡大防止に向けた県の基本方針について など
3月24日	県の基本方針、入院医療提供体制等の整備など
3月30日	新型コロナウイルス感染症の神奈川県対処方針(案)など
4月6日	緊急経済・社会対策など
4月7日	特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針の策定など
4月10日	特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針の改定など

イ 県の対処方針の策定

3月28日に国が示した基本的対処方針を踏まえ、3月30日に県対策本部において対処方針を策定した。

- 1 まん延防止対策
 - (1) 県民への広報
 - (2) 県機関における取組
- 2 サーベイランス・医療の提供
 - (1) 検査体制の充実
 - (2) 医療供給体制の確保
- 3 経済・雇用対策
- 4 物資・資機材の確保
- 5 本部体制の充実

ウ 国の緊急事態宣言を受けた県の対応

4月7日に発令された国の緊急事態宣言を受け、同日、県対策本部において「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」

(以下、「県実施方針」という)を策定した。また、4月10日には施設の使用停止を追加するための改定を行った。

- (ア) 県実施方針の策定
 - ・措置を実施する期間
令和2年4月7日～5月6日まで
 - ・措置の対象とする区域
神奈川県全域
 - ・実施する措置の内容
県民の外出の自粛
多数の方が利用する施設の利用の制限等
臨時の医療施設における医療の提供
緊急物資の運送
物資の売り渡しの要請
生活関連物資等の価格の安定等
 - ・緊急事態措置を円滑に行うための取組

県民・事業者への周知
緊急事態措置に伴う影響への対応
医療体制の確保
市町村との連携
県の実施体制

- ・ 知事メッセージの発出
生活の維持に必要な場合を除く外出の自粛を強く要請

- (イ) 県実施方針の改定
多くの方が利用する施設管理者に対し、施設の使用停止などを要請した。また、複数の方が参加するイベント等の開催についても自粛を要請した。
- (ウ) ネットカフェ等の休業要請に伴う緊急受け入れ
県実施方針に基づく、ネットカフェ等の休業を要請したことに伴い、シンコースポーツ神奈川県立武道館(横浜市港北区)にネットカフェ利用者等の緊急受入所を設置した。
利用状況 28名(4月13日 8時30分現在)

エ 国への要望

全国知事会を通じて、国への緊急提言等を複数回行うとともに、県単独でも、県内医療機関における医療用マスク等の安定供給や流通体制の確保、抗インフルエンザウイルス薬(アビガン)の投与及び治験・臨床研究の早期開始等について、国へ要望を行った。

(3) 医療提供体制の整備等

感染者への的確な医療を提供するとともに、今後の感染拡大に備え、感染のまん延を防ぐため、医療提供体制や検査体制の整備及び医療物資の確保等を図った。

また、県民の不安を軽減し、感染の疑いのある方を確実に医療機関につなぐため、新型コロナウイルス感染症に関する広報や相談対応を行った。

ア 医療提供体制

新型コロナウイルス感染症患者のオーバーシュート(爆発的患者増加)による医療崩壊を防ぐため、感染拡大を見据えた新たな医療提供体制を整備する。

- (ア) 医療提供体制「神奈川モデル」
- ・ クルーズ船における集団感染では、患者の多くが酸素投与等が必要な中程度の症状であったことから、中等症の患者を集中的に受け入れる「重点医療機関」を設定し、感染症患者に対応できる病床を確実に確保するとともに、仮設の専門病棟の整備等についても検討する。
 - ・ 重症者に対しては、救命救急センター等の高度医療を提供できる医療機関で治療体制を確保する。
 - ・ 軽症や症状のない方については、自宅や宿泊施設等での安静・療養をお願いする。

(イ) 整備状況

a 重点医療機関

「帰国者・接触者外来」を受診し、入院が必要と診断された中等症の患者を受け入れる「重点医療機関」として、4月1日に、「県立足柄上病院」「県立循環器呼吸器病センター」「国立病院機構相模原病院」の3医療機関を整備した。

特措法に基づき、湘南ヘルスイノベーションパーク内のグラウンドに、臨時の仮設医療施設を設置する予定。

※上記の他に、複数の医療機関と調整中

b 軽症・無症状者向けの宿泊施設等

4月9日から湘南国際村センター(葉山町)で受入れを開始し、4月20日からアパホテル&リゾート横浜ベイタワー(横浜市中区)で受入れを開始する予定。

イ 検査体制

県衛生研究所に検査機器等を導入し、検査体制の強化を図るとともに、さらなる感染拡大に対応できるよう、民間の検査機関等も含め、検査体制の拡充に努める。

また、県からの要請により、県衛生研究所と国立研究開発法人理化学研究所は、スマートアンプ法を利用した新型コロナウイルスの検出方法の研究開発に着手し、その結果、同ウイルスを迅速かつ高感度に検出する方法を開発した。同検出法は、3月23日から行政検査で使用できることとなり、同日、保険適用された。

ウ 医療物資等の確保

不足しているマスクや防護服等について、国の調達スキーム等を活用し、県内医療機関や医療関係団体等へ配布した。

エ 県民への広報・相談対応等

(ア) 県民への呼びかけ

感染拡大の防止を図るため、「密閉」「密集」「密接」を避けて行動することや、不要不急の外出を控えることなどを、3月26日に県民に要請した。

また、1都4県の知事や県内の主要な首長との連名で、感染拡大防止に向けたメッセージを発出した。

(イ) 県民への広報

ホームページの特設サイト「新型コロナウイルス感染症対策」などを通じて、予防法、患者の発生状況、感染を疑う場合の対応、専門ダイヤルや帰国者・接触者相談センター等の各種窓口、医療機関の状況など、総合的な情報発信に努めている。

(ウ) 相談対応等

a 神奈川県新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル

県民からの相談や問い合わせ等に対応するため、1月25日から専用ダイヤルを設置した。【4月12日までの相談件数】延べ20,449件

b 帰国者・接触者相談センター

感染の疑いのある方を、診療体制等の整った医療機関に確実につなぐための調整を行う「帰国者・接触者相談センター」を、2月10日に県内8か所の県保健福祉事務所・センターに設置するとともに、3月1日から県庁内にも設置して24時間化を図った。

【4月12日までの相談件数】延べ47,915件(保健所設置市含む)

c 個別相談「新型コロナ対策パーソナルサポート」

LINEを活用して、個人の状態(体調や年齢、持病の有無等)に合わせた情報提供や、適切な相談先などを案内するサービスを、3月5日から開始した。

【4月13日までの登録者数】約58万人

(エ) イベント・講座等への対応

県が主催するイベント等については、2月25日の国の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を受け、危機管理対策本部会議(2月26日開催)において、不特定多数の方が集まるイベント等は、3月15日までの間、原則、中止又は延期とする旨、方針を決定し、各局に周知するとともに、その状況を県ホームページで公表した。なお、取組期間は県対策本部会議(4月6日開催)において8月31日まで延長することとした。

(4) 産業における対応

ア 「経営相談窓口」の設置

金融課、(公財)神奈川産業振興センター、神奈川県信用保証協会、商工会・商工会議所、神奈川県中小企業団体中央会、(公社)商連かながわ及び神奈川県商店街振興組合連合会に「経営相談窓口」を設置し、1月30日より経営や金融に関する相談対応を開始した。

イ 中小企業制度融資による資金繰り支援

国が「危機関連保証」を発動したことを受け、セーフティネット保証とは更に別枠で利用可能な「新型コロナウイルス対策特別融資(危機関連保証別枠)」を新設し、3月26日より相談受付を開始した。

また、4月1日より、新型コロナウイルス関連融資について、信用保証料への補助を拡充し、「新型コロナウイルス対策特別融資(4号別枠)」及び「新型コロナウイルス対策特別融資(危機関連保証別枠)」について、中小企業が負担する信用保証料を不要(ゼロ)とするとともに、その他の新型コロナウイルス関連融資についても、信用保証料補助率を2倍に拡充して、資金繰り支援を強化した。

【新型コロナウイルス関連融資実績（3月末現在）】

融資メニュー	合計	
	件数	金額
売上・利益減少対策融資【新型コロナウイルス要件】	174	377,435 万円
セーフティネット保証5号	30	121,350 万円
新型コロナウイルス対策特別融資（4号別枠）	190	584,356 万円
新型コロナウイルス対策特別融資（危機関連保証別枠）	15	78,500 万円
計	409	1,161,641 万円

(5) 雇用に関する対応

ア 雇用調整助成金等の周知

事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者を一時的に休業させて雇用維持を図った場合に、国が休業手当や賃金等の一部を助成する雇用調整助成金等について、対象者の拡大や支給要件の緩和等の特例措置の内容を、県のホームページで周知している。

イ 経済団体への配慮要請

県内の経済団体5団体に対し、3月18日、知事と神奈川労働局長の連名により、雇用の維持、解雇の回避、採用内定者や就職・採用活動等について特段の配慮を依頼するとともに、会員企業への周知徹底を要請した。

ウ 労働相談の実施

新型コロナウイルスの流行に関連する雇用問題の解決に向けた支援、助言等を行うため、かながわ労働センター及び川崎、県央、湘南の各支所において、電話や面談による労働相談を実施している。

(6) 観光における対応

ア 観光客等への情報発信

(ア) 国内観光客向け

国内観光客向けウェブサイト「観光かながわNOW」において、県の新型コロナウイルスの感染症に関する情報をまとめた特設サイトへのリンクを設定している。

(イ) 外国人観光客向け

外国語観光情報ウェブサイト「Tokyo Day Trip」（9言語）において、県の特設サイトへのリンクのほか、新型コロナウイルスへの問合せにも多言語（4言語）対応している日本政府観光局の24時間コールセンター等の情報を発信している。

(ウ) 市町村・観光事業者向け

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、咳エチケット等、インフルエンザと同様の感染症対策の推奨について、市町村観光所管課、県観光協会及び同協会の会員である観光事業者等へ周知した。

イ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う観光面の影響

宿泊関係団体、横浜市や箱根町の主な旅館ホテル等に県内における宿泊キャンセル等の観光への影響について、個別にヒアリング等を実施するとともに、国とも情報共有等を行っている。

ウ 観光客の安全・安心の確保に向けた観光事業者の取組への支援

感染症を含めた災害等の発生時における外国人観光客等への適切な対応に向けた事業者向けの災害対応マニュアルを作成し、観光事業者向け説明会を実施してマニュアルの周知を行うとともに、県ホームページへマニュアルを掲載し、観光事業者の取組を支援している。

(7) 県立学校・市町村教育委員会等への対応

1月16日以降、文部科学省の通知等に基づき、新型コロナウイルス感染症への対応について、県立学校や市町村教育委員会等へ周知を図ってきた。

- ア 2月28日に文部科学事務次官通知を受け、県教育委員会から、学校設置者として「新型コロナウイルス感染症対策のための県立学校における一斉臨時休業について」を県立学校へ通知するとともに、全市町村教育委員会へ同様の対応を要請した。
- (ア) 全県立学校は、3月2日から春季休業の開始日までの間、臨時休業
 - (イ) 市町村教育委員会に対して、県教育委員会と同様の対応を執るよう要請
 - (ロ) 卒業式、入学式及び入学予定者説明会については、規模縮小等を行い感染防止策を講じ実施
 - (エ) 公立高等学校入学者選抜については、感染防止策を講じ実施
 - (オ) 休業の期間については、今後の状況の変化により変更することがある
 - (カ) 3月2日については、幼児、児童、生徒への指導、保護者への連絡等の必要がある場合は、短時間の児童、生徒の登校は差し支えないものとする
 - (キ) 全県立学校に休業期間中の保護者からの相談に対応するための窓口を設置するとともに、県立特別支援学校については、幼児、児童、生徒の個々の事情に応じて、学校の教育活動とは別に「児童、生徒の居場所」を学校に設けることを検討し、実施する
 - (ク) この「児童、生徒の居場所」については、市町村立学校についても検討し、実施するよう市町村教育委員会に対し、特段の配慮を依頼している

イ 3月24日に文部科学事務次官通知を受け、県教育委員会から、学校設置者として「県立学校における教育活動の再開等について」により、全県立学校に、春季休業終了日の翌日以降の学校の教育活動の再開に向けて必要な検討、準備を進めること、今後の国の対応及び県内の感染状況等を踏まえて、3月末までに再開の時期等を県教育委員会が判断すること等を通知した。併せて、全市町村教育委員会にも通知した。

ウ 3月30日に県教育委員会から、学校設置者として「新型コロナウイルス感染症対策のための県立高等学校及び県立中等教育学校における臨時休業の実施等について」、「新型コロナウイルス感染症対策のための県立特別支援学校における臨時休業の実施等について」を各県立学校に通知した。また、全市町村教育委員会へ同通知を送付するとともに、教育活動を再開する場合は、万全の感染症対策を講じるよう通知した。

(ア) 全県立学校は、春季休業終了日の翌日から2週間程度臨時休業とする。臨時休業期間中は、幼児、児童、生徒の学習保障のため、4月6日の週及び4月13日の週に、それぞれ学年別等による登校日を設け、学習課題を課す等の必要な連絡、指導を行う

その後、状況の推移を見定めながら、学校再開に向けて、学年別等の分散登校（一週間に1、2回程度の登校、県立特別支援学校を除く）、時差通学及び短縮授業など、教育活動を段階的に再開していくことを検討する。

(イ) 入学式は、令和2年2月26日付け総第3428号教育長通知通り、規模縮小や時間短縮等の感染防止策を講じて実施する。遠足や修学旅行等の他の行事については、当面、原則として延期又は中止する。

(ウ) この方針については、今後の本県の感染状況及び国の専門家会議の意見による対応等により、変更する場合があります、その際は速やかに通知する。

エ 4月2日に、令和2年4月1日の国における専門家会議の提言及び同日付け文部科学事務次官通知を踏まえて、県教育委員会として、令和2年3月30日開催の「県対策本部会議」の了承事項（県立学校については、4月6日以降2週間程度、臨時休業とする）に加え、次のとおり対応することとし、学校設置者として、全県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会にも通知した。

(ア) 全県立学校は、4月6日以降の臨時休業中の入学式及び登校日における感染症対策等に、万全を期すこと

(イ) 市町村教育委員会に対して、県立学校の取組を参考として、2週間程度の臨時休業等、感染拡大防止の取組への協力を要請

併せて、「子どもの居場所」の確保や休業中の学習支援等についての対応を依頼

オ 4月7日の特措法に基づく国の緊急事態宣言を受け、同法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針について、知事から協力要請があった。この要請を受け、県教育委員会としての対応を以下のアからキのとおりとし、4月8日に、学校設置者として「国における緊急事態宣言に伴う県立学校における臨時休業等について」を県立学校に通知した。併せて、市町村教育委員会へ同様の対応を要請した。

(ア) 県立学校については、4月6日からの臨時休業の期間を5月6日までとする。

(イ) 市町村立学校についても、同様の措置を執るよう各市町村教育委員会に要請する。

(ウ) 県立学校には、保護者等からの相談に応じる窓口を引き続き設置する。また、市町村教育委員会に対し、市町村立学校において同様の対応を執るよう特段の配慮を依頼する。

(エ) 県立特別支援学校においては、特段の事情により自宅で過ごすことができない幼児・児童・生徒には、その居場所について、保護者と個別に相談、調整の上、対応する。

また、市町村教育委員会に対し、市町村立学校において同様の対応を執るよう特段の配慮を依頼する。

(オ) 県立学校においては、休業期間中に学年毎やクラス毎の一律の登校日を設けない。

ただし、県立高等学校及び県立中等教育学校については、教科用図書等の購入や学習課題に係る指導・連絡のために、個別に登校する機会を設けることができる。

なお、個別登校の機会を設ける場合は、集団感染リスクを高める「3つの条件」を避ける取組を徹底するなど、最大限の感染拡大防止のための措置等を講じること。

(カ) 市町村立学校については、各市町村教育委員会が、地域の実情を踏まえ、休業期間中に、短時間の学年別等の登校による、週1回程度の登校日（任意登校日）を設けることができること。

(キ) 県立学校における教職員の勤務については、引き続き学校運営に支障がない範囲で在宅勤務を実施する。在宅勤務が実施困難な場合は、拡大時差出勤や年次休暇取得など、学校の実情に応じて対応を図る。

また、市町村立学校における教職員の勤務については、各市町村教育委員会が、県立学校の対応を参考とし、地域等の実情を踏まえながら、同様の対応を執るよう依頼する。

(8) 国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」

国は令和2年4月7日、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を閣議決定した。（別紙1参照）

これを受けて、県では今後の対応を検討している。

(9) **新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金**

特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請（令和 2 年 4 月 10 日付け）に協力していただいた事業者に最大 30 万円の支援を行い、負担の軽減を図る。（別紙 2 参照）

<別添参考資料>

- ・参考資料 1 新型コロナウイルス感染症の発生状況
- ・参考資料 2 新型コロナウイルス感染症の拡大を見据えた医療体制「神奈川モデル」における重症患者
- ・参考資料 3 特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針

国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の概要

○中小・小規模事業者等への対策

項目	概要
<u>雇用維持</u>	<p>雇用調整助成金の特例措置の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 助成率を5分の4（大企業は3分の2）に引き上げ、さらに、解雇等を行わない場合には、10分の9（大企業は4分の3）とする。 ・ 雇用保険被保険者ではない、非正規労働者も対象とする。
<u>資金繰り</u>	<p>窓口融資の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 制度融資を活用し、民間金融機関でも実質無利子・無担保の融資を受けられる制度を創設する。
<u>給付金</u>	<p>持続化給付金の支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業収入が前年同月比50%以上減少した事業者について、中堅・中小企業は上限200万円、個人事業主等は上限100万円の範囲内で、減少額を給付する。

○世帯や個人への支援

項目	概要
<u>給付金</u>	<p>生活支援臨時給付金（仮称）の支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯主の月間収入（2～6月の任意の月）が、 <ol style="list-style-type: none"> ① 新型コロナウイルス感染症発生前に比べて減少し、かつ年間ベースに引き直すと個人住民税均等割非課税水準となる低所得世帯 ② 新型コロナウイルス感染症発生前に比べて大幅に減少（半減以上）し、かつ年間ベースに引き直すと個人住民税均等割等非課税水準の2倍以下となる世帯 を对象に、1世帯当たり30万円を支給する。
<u>児童手当</u>	<p>臨時特別給付金の支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童手当（本則給付）を受給する世帯に対し、対象児童一人当たり1万円を支給する。

別紙 2

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について

1 支給対象事業者

県内に事業所を有し、県からの協力要請にご協力いただき、休業又は営業時間を短縮した中小企業及び個人事業主

2 支給金額

(1) 1 事業者あたり 10 万円

(2) 要請を受けて休業している事業者が事業所を賃借している場合の加算額

県内に所在する事業所が 1 事業所の場合 10 万円

県内に所在する事業所が複数事業所の場合 20 万円

3 その他

申請期間は 5 月 7 日から 5 月末までの予定。

【参考】

